

⑤ 風しん抗体検査

風しんは、発熱及び発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する、感染力が強い疾病です。妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもに眼や耳などの障がいを含む先天性風しん症候群（CRS）が生じる可能性があります。疾病のまん延を防ぐため、予防接種法施行令の一部が改正されました。対象者は抗体検査を行い、その結果、十分な抗体量がない人に対し、定期予防接種（風しん第5期）が行われますので抗体検査を行って頂くようお願いいたします。

また、風しん第5期の定期予防接種の対象者外の人でも、抗体検査を無料で受けて頂くことが可能な場合があります。下記対象者の人は、まずは実施医療機関で風しんの抗体検査を受けて頂きますようお願いいたします。

なお、無料での抗体検査は平成31年4月～令和4年2月の間で1回限りになります。2回目以降は自己負担となりますので、ご注意ください。

対象者	定期任意の別	クーポン券の発行	受け方	抗体検査費用※	予防接種費用※	実施医療機関の別
昭和41年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	定期	○	これまでに送付されたクーポン券を用いて、実施医療機関へ（有効期限は、記載の日付に関わらず令和4年2月末まで延長されました） ※転入された人や、クーポン券を紛失した人は町立保健センターへご申請頂くことで、再発行が可能です。	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ無料（ただし、未接種者に限る）	【1】
昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生まれの男性	定期	○	4月中に送付予定のクーポン券を用いて、実施医療機関へ			
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠を希望する女性 妊娠を希望する女性の配偶者 妊娠している女性の配偶者 	任意	×	実施医療機関で抗体検査を行い、抗体がないと判断され、予防接種を免費にて接種した場合は、健康増進課へ申請を行う。		抗体検査の結果、抗体価が低ければ下記を上限として償還払いを行う。 麻しん・風しん（MR）混合ワクチン…7,000円 風しん単独ワクチン…4,000円	【2】

※ただし、各指定医療機関で受検及び接種した場合に限る。

【実施医療機関】

【1】風しん第5期の定期接種に係る抗体検査実施医療機関一覧（全国）

厚生労働省「風しんの追加的対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

【2】妊娠を希望する女性などの抗体検査実施医療機関一覧（大阪府内のみ）

大阪府ホームページ「大人の風しん対策」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryuu/osakakansenshou/koutaikensa.html>

なお、助成に必要なものなど、町の行う風しん対策について詳しくは、町ホームページをご覧頂くか、いきいき健康課までお問い合わせください。

太子町ホームページ「太子町の実施する風しん対策」

http://www.town.taishi.osaka.jp/busyuu/kenkoufukusibu/kenkouzousinka/monthly_kenko_info/1553236910184.html



◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

特定不妊治療費の助成

町では、大阪府が行う「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の承認を受けられた人に助成金を交付します。

対象者は、下記すべての条件を満たす人となります。

- 夫婦ともに町に住民登録を有し、かつ、妻の年齢が43歳未満であること
 - 大阪府が行う「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を申請し、「特定治療支援事業承認通知書」の交付を受けている人
- 対象など、詳しくは町ホームページを

ご覧になるか、いきいき健康課までお問い合わせください。

また、大阪府の助成制度は、大阪府ホームページ「不妊に悩む方への特定治療支援事業について」をご覧頂くか、富田林保健所にお問い合わせください。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520
富田林保健所 ☎23-2681

太子町産前産後支援ヘルパー派遣事業

妊娠中、または、出産後に親族などの支援がなく、妊産婦が体調不良などのために家事や育児を行うことが困難な家

庭、や多胎の妊娠、出産をした家庭に対してヘルパーの派遣を行う事業です。

【対象】妊娠中、産後（出産した日から概ね1年程度）で、体調不良などにより家事や育児が難しい人

※日中サポートしてもらおう人がいる場合は、対象外となります。

【内容】オムツ交換、沐浴の介助、食事の世話、衣類の洗濯、掃除などの家事・育児に関すること

※詳しい内容は、お問い合わせください。

◆問合せ
いきいき健康課 ☎98-5520



● **母子保健** ★かならず母子手帳をお持ちください。
場所 町立保健センター（2階すこやかホール）

	種類	診療場所	診療日	受付時間
休日急病診療	内科・歯科	休日診療所 ☎28-1333	日曜日 祝日 年末年始	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 ※歯科については午前のみ。
		富田林市向陽台1-3-38		
	小児科	富田林病院 ☎29-1121 富田林市向陽台1-3-36		
急病診療紹介	富田林市消防署 ☎23-9919	消防署では、午後8時～翌朝8時まで、救急診療の当番病院を紹介し、場合によっては救急車での搬送を行います。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は午後4時～翌朝8時		
救急医療相談窓口	【24時間・365日】 ☎#7119 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6582-7119 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	病院に行ったらいいの？救急車を呼んだ方がいいの？応急手当の仕方が分からない。など、救急医療相談を「医師」「看護師」「相談員」が24時間受け付けます。 《緊急時は迷わず119番へ》		
大阪府小児救急電話相談	【午後7時～翌朝8時】 ☎#8000 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6765-3650 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	夜間の子どもの急病時、病院に行った方がよいかどうか判断に迷ったときは、お電話ください。「こどもの救急」ホームページ(http://kodomo-qq.jp/)でも、受診判断の目安となる情報を掲載していますので活用してください。		

種類	対象児	実施日	内容
4か月児健診	令和2年11月12日～12月8日生まれ	4月8日(木)	対象者の人には案内通知します。 ⑤
2歳6か月児歯科健診	平成30年8月～平成30年9月生まれ	4月15日(木)	
3歳6か月児健診	平成29年8月～平成29年9月生まれ	4月13日(火)	

● **健康づくり**

種類	実施日	実施時間	内容
町内ウォーキング	4月5日(月)	受付 9:30	町内の3km、または、6kmのウォーキングコースを歩きます。 町立保健センター集合。雨天中止。 ストックは貸出有。 ※水分補給のため、飲み物をご持参ください。 ③
ストックウォーキング	4月20日(火)		

● **健康相談** 場所 町立保健センター 場所・問合せ 富田林保健所・藤井寺保健所

種類	実施日時	内容	種類	実施日時	備考
保健師・栄養士による健康相談 ⑤	4月23日(金) 13:30～16:30 (予約制)	生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関するご相談を、お受けします。お気軽にご相談ください。(要予約)	こころの健康相談 ☎23-2684(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～12:15/13:00～17:45	予約制
			エイズに関する相談 ☎23-2683(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:30～12:15/13:00～17:00	電話相談も可能
			骨髄移植対策推進事業 骨髄バンクドナー登録 ☎23-2684(富)	第1水曜日(年末年始、祝日を除く) 11:00～12:15	予約制
			飲用水・井戸水検査 ☎072-952-6165(藤)	4月5日(月) 4月19日(月)	予約制 検査手数料が必要
			医療機関に関する相談 ☎23-2681(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～12:15/13:00～17:30	

富田林保健所では、腸内細菌検査なども行っています。

● **健康と笑顔のWAプロジェクト**

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

令和4年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されます。未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

なぜ、未成年者の飲酒はよくないのでしょうか。

- ①体内に入ったアルコールが身体の発達に悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げる。
- ②臓器の機能が未完成であるため、アルコールの分解能力が成人に比べて低くアルコールの影響を受けやすい。
- ③アルコール依存症になりやすくなる。

飲み始める年齢が早ければ早いほど、大酒飲みになったり、アルコール依存症になったりするリスクが高いことが証明されています。

○ **アルコール依存症とは**

• お酒の飲み方(飲む量、飲むタイミング、飲む状況)を自分でコントロールできなくなった状態。飲むのはよくないことだとわかっているにもかかわらず、脳に異常が起きて飲むことをやめられなくなります。

○ **お酒の上手な断り方**

- もし友達がお酒を誘ってきたときは「お酒は身体によくないから、飲まない」と、はっきり意思を伝える。
- 大人がお酒を誘ってきたときには、「未成年者にお酒を勧めると罰せられるよ」などと、法律を理由に伝える。
- 断ってもしつこく勧められるときはその場を立ち去るのもひとつの手段です。

◆ **問合せ** いきいき健康課 ☎98-5520

令和3年度 介護保険料

65歳以上の令和3年度介護保険料は、7月に令和2年中の所得などをもとに計算し決定します（本算定）。

しかし、4月1日時点では、皆さんの令和2年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くことになります。

徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご注意ください。

■特別徴収

年金（老齢、退職、障がい、遺族等）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人。2月分と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。ただし、4月、または、6月から新たに特別徴収を開始する人や保険料額を変更する人は、4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

■普通徴収

年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で納付書や口座振替で納付して頂く人。令和2年中の所得状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。※納付方法が変更となる場合は、決定通知書、または、更正通知書でお知らせします。

〈一人ひとりの保険料額は…〉

町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約23%分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

所得段階		算定方法	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	23,330円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の人	基準額×0.47
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の人	基準額×0.7
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超の人	基準額
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	93,320円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	101,090円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	116,640円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.68	130,640円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	136,080円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.85	143,860円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.95	151,640円

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。

いつまでも住み慣れた太子町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 福祉介護課 ☎98-5519

③ 介護予防講座

町内にお住まいの皆さんを中心に、気軽に高齢者の介護や生活に関する相談をして頂けるよう、出張相談を行います。「介護保険って何?」「どんなサービスがあるの?」「どうしたら利用できるの?」といった介護の制度に関することから、「最近、物忘れするようになってきて…」「何をしても億劫で…」「家事ができなくなってきたんだけど…」など、生活面での悩みごとまで、高齢者に関する様々な相談を地域包括支援センターの職員が伺います。

【とき】 4月27日(火) 午後1時30分～3時30分

【ところ】 町立総合福祉センター1階 相談室

【内容】 総合相談（介護保険制度、もの忘れなどに関すること）

◆問合せ 地域包括支援センター（いきいき健康課内）☎98-5538



太子町高齢者情報局

令和3年4月号

太子町高齢者情報局は、「高齢者の暮らしに必要な情報や太子町からのお知らせを提供します。

皆さん、いかがお過ごしですか。

今回は、『お達者トレーニング教室の参加者募集』『令和3年度の交流サロン補助金交付の募集』『令和3年度介護保険料』『介護予防講座』をお届けします。

③ 介護予防事業 「お達者トレーニング教室」の参加者募集！

29期生の募集です！

生き生き暮らしていくためには、運動・栄養・お口の健康の3本柱が大切です。
みなさん、ぜひ、参加してみませんか？

何歳になっても、筋力は鍛えれば向上します！若返ります！

【と き】 5月13日(木)～8月19日(木) (毎週木曜・14回コース)
午後1時30分～3時30分

【ところ】 町立万葉ホール

※5月27日(木)、6月3日(木)、7月29日(木)、8月5日(木)は町立保健センター2階で行います。

【対象】 65歳以上の人 12人程度 (選考有)

【内容】

- 筋力トレーニング ストレッチ体操、おもりをつけての足挙げ運動、ハーフスクワット
- お口のケア お口の体操、ブラッシング
- 栄養の大切さ しっかり食べること、食事の工夫 (質・量・バランス)
- 交流会

★サポーター (ボランティア) も同時募集！

教室と一緒に参加して、高齢期の身体の変化とその対応について学んで頂き、高齢者がより元気に生き生き過ごせるための支援をして頂きます。

【対象】 一般住民 2人程度 (年齢制限なし)

【内容】 教室内での参加者への支援 (おもり及び血圧計の装着・参加者の誘導など) 教室終了後のトレーニングなどの普及活動

★参加者の声



今まで運動の習慣がなかったが、家でも体操するようになった。お口の体操を続けて、食事がおいしく食べられるようになった。コロナ禍の中、教室参加が気分転換につながった。



【申込締切】 5月7日(金)まで

◆申込・問合せ 地域包括支援センター (いきいき健康課内) ☎98-5538

みんなで、ちょっと集う場所をつかって、生きがいきづくり!元氣になりませんか! 令和3年度の交流サロン補助金交付の募集

自宅に引きこもりがちになると、社会的に孤立し、活動量が減ることで心や身体に不調をきたしやすく、生活不活発病や廃用症候群になり、自立した日常生活が送れなくなることがあります。しかし、身近で気軽に集まることができ、担い手として活動する場があると、社会的孤立感も解消し、楽しみや生きがい、趣味活動につながったり、ちょっとした日常生活の困りごとに対するお互いさまの助け合いも生まれます。地域の集いの場、社会参加の場を運営する活動に対して補助金を交付し、支援を行います。

補助金交付対象者	交流サロンの取り組みを行う団体、または、個人 (住民)
開催場所	地域の高齢者が集まりやすい場所、継続して開催できる場所 (町会・自治会集会所、個人宅、空き家や空き店舗など) (個人の持ち物でない場合、管理者や所有者から承諾を得てください。)
活動内容	特に定めません。 対象となる地域の誰もが参加できることが必要です。 開設時には、スタッフ (ボランティア) 1人以上の従事が必要です。 ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動は対象となりません。
開催頻度	原則として、1回あたり2時間以上とし、週1回以上
補助金の額	①立ち上げ時に必要な建物の修繕費、工事請負費、備品購入費等：30万円 ②周知に係る費用、その他立ち上げ時に必要な費用：10万円 ③光熱水費、消耗品費、通信運搬費などの運営費：開設1回あたり1,200円 (1団体上限40回分) ④家賃などの賃借料：上限月額2万円 ⑤集会所等使用料：開設1回あたり上限4,000円 (各集会所の規定による) 上限月額2万円 ⑥健康増進加算：1回1,000円
申請に必要な書類	補助金交付申請書、全体計画書、年間計画書、その他必要と認める書類

※随時募集しています。継続中の団体も申請が必要です。

◆申込・問合せ 地域包括支援センター (いきいき健康課内) ☎98-5538



子育て応援ナビ



予約制での子育て広場事業

赤ちゃん会からイベントデー 0歳から始めるむし歯予防 ③

「0歳から」では、「早すぎるのでは？」と思うかもしれませんが、早くはありません。歯磨きする環境を整えることなど習慣をつけるためには、とても大切な時期となります。

むし歯予防をしていくためには何をしておけば良いか、など知って頂く機会になります。ぜひ、ご参加ください。

【とき】 4月21日(水)
午前10時30分～11時30分

【ところ】 町立保健センター

【対象】 1歳半までのお子さん

【参加費】 無料

【申込】 赤ちゃん会の申込方法と同じ
※相談・計測をご希望の方は、午前9時30分～10時までに受付にお越しください。講座のみ受講したい場合は午前10時30分にお越しください。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

子育て広場スタンプラリー が始まります!

町内の子育て広場を利用すると、スタンプと参加賞がもらえます。広場の利用は初めてという人も、ぜひ、ご参加ください。

スタンプカードと参加賞は子育て広場各所で配布しています。全4か所の広場に参加し、スタンプを集めた人にはコンプリート賞をお渡しします。

【期間】

4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

【とき】

広報太子、または、町ホームページをご覧ください

【ところ】

①松の木保育園：こんぺいとう広場

②やわらぎ幼稚園：ひなたぼっこ・こんぺいとう広場

③町立幼稚園：おひさまひろば

④町立保健センター：赤ちゃん会・すこやかホール開放

【対象】 未就園児と保護者

詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ

子育て支援課
☎98-5596



新型コロナウイルス感染症の影響で、子育て広場事業「ひなたぼっこ（子育て支援センター）、おひさまひろば、赤ちゃん会、すこやかホール開放」を予約制で行います。感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

●赤ちゃん会 ③

【とき】 4月7日、21日 各水曜日
午前9時30分～11時30分

【ところ】 町立保健センター2階
すこやかホール

【対象】 1歳半までのお子さんと保護者

【定員】 親子10組

【申込】 いきいき健康課

●すこやかホール開放 ③

【とき】 4月14日、28日 各水曜日
午前9時30分～11時30分

【ところ】 町立保健センター2階
すこやかホール

【対象】 未就園児と保護者

【定員】 親子6組

【申込】 子育て支援課

●ひなたぼっこ ③

【とき】 毎週月曜日～金曜日
①午前10時～正午
②午後1時～3時

【ところ】 やわらぎ保育園内子育て支援ルーム

【対象】 未就園児と保護者

【定員】 各時間親子4組

【申込】 やわらぎ子育て支援センター

●おひさまひろば ③

【とき】 4月2日、9日、16日、23日、30日 各金曜日

①午前9時30分～11時30分
②午後1時～3時

【ところ】 町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対象】 未就園児と保護者

【定員】 各時間親子5組

※23日(金)はイベントデーで、午前は8組。

【申込】 子育て支援課

【内容】 「園庭で遊ぼう！」

雨天の場合は室内遊び

【持ち物】 着替え・飲み物(子ども・大人)・タオル

■予約方法・受付時間

【おひさまひろば・赤ちゃん会・すこやかホール開放】

・毎週月曜日午前9時～正午の間に申込先へ電話、または、メールでお申込みください。

・メールでの予約は、前週の土曜～月曜日正午まで受付可能です。件名を【〇〇の予約について】とし、①希望日時②お子さんの氏名③電話番号をご明記ください。

※月曜日が休日の場合は、翌日に予約受付を行います。

【ひなたぼっこ】

・毎週月曜日午前9時～正午の間に申込先へ電話、または、LINEでお申込みください。

■注意事項

・申込多数の場合は、抽選とします。

・その週の定員に達しない場合は、予約受付日以降～当日午前11時まで予約を取ることができます。

・発熱、咳、喉の痛みなどの体調不良がある場合は利用できません。

・保護者はマスクを着用してください。

・着替え、お茶などをお持ちください。

・新型コロナウイルス感染症の状況により、事業内容の変更や、中止する場合がありますので、ご了承ください。

◆申込・問合せ

【ひなたぼっこ】

やわらぎ子育て支援センター

☎080-4239-1402

LINEID : y.hinata17

【おひさまひろば・

すこやかホール開放】

子育て支援課

☎98-5596

【赤ちゃん会】

いきいき健康課

☎98-5520



暮らし

家畜を飼っておられる
みなさまへ

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫などの家畜伝染病発生時に、まん延防止措置を迅速、かつ、的確に講じるため、法の対象となる家畜を飼っておられる人は定期報告書の提出が義務付けられています。

対象家畜・提出書類・提出期間などは下記のホームページをご確認ください。
<http://www.pref.osaka.jp/doubutu/tikusaneisei/siyoueiseikanri.html>

◆問合せ 大阪府家畜保健衛生所
☎072-458-1151

紙おむつを使用している乳幼児対
象にごみシールを追加交付します

4月1日から、子育て世帯のごみ処理の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、日常的に紙おむつを使用している3歳未満の乳幼児がいる世帯に、申請によりごみシールを追加交付します。

【対象】

申請時点で3歳未満の乳幼児がいる世帯

【交付枚数】

申請日～令和4年3月末までの週数×2枚（1人あたり）

※3月末までに乳幼児が3歳に達する場合は、申請日から3歳の誕生日までの枚数を交付する。

【申込】

印かんと乳幼児の住所、氏名、生年月日が確認できる公的な証明書（健康保険被保険者証、医療証など）をお持ちのうえ、環境農林課へご申請ください。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

催し

花の文化園 4月イベント

■河内長野雑貨村

今、旬な作家さんが集まり、ハンドメイドのアクセサリや雑貨を販売します。イベント広場ではキッチンカーが並び、屋外で気持ちよくお食事頂けるオープンカフェもあります。

【と き】 4月10日(土)、11日(日)

午前9時30分～午後4時30分

※雨天決行、荒天中止。

【ところ】 芝生広場・イベント広場

■自然かんさつ會

その季節にしか見ることのできない園

内の花や植物の営み、姿を観察します。

【と き】 4月24日(土)

午後2時～(約1時間)

【参加費】 500円

※ドリンク付き・入園料は別途必要。

【定員】 15人(要予約)

■装飾花壇抜き取りイベント

【と き】 4月11日(日)

午後1時30分～3時

※なくなり次第終了です。一部抜き取りできないエリアがあります。

【ところ】 装飾花壇

【参加費】 無料(予約不要)

【持ち物】 掘り取り用スコップ、軍手、持ち帰り用袋

※手袋、持ち帰り用袋は販売有。

■花摘み園

お花：ポピーなど

【と き】 4月25日(日)

午前10時～正午、

午後2時～4時

【参加費】 300円(入園料は別途必要)

■花の文化園

4月の開園時間：午前9時30分～
午後5時

※入園は閉園の1時間前まで。

4月の入園料：大人550円 高校生230円 中学生以下無料

◆問合せ 大阪府立花の文化園

☎63-8739

竹内街道周辺地区景観計画(案)
パブリックコメント(住民等意見)募集

町では、平成20年に策定した太子町景観計画に、竹内街道周辺地区を新たに景観計画区域として設定するため、計画の改訂を行うこととなりました。「竹内街道周辺地区景観計画(案)」を取りまとめましたので、住民のみなさまからの意見を募集します。

以下の留意事項と募集期間などをご確認のうえ、ご提出ください。

【募集案件】 竹内街道周辺地区景観計画(案)

【募集期間】 4月1日(木)～30日(金)

※郵送の場合は消印有効。

【案件資料の閲覧・配付場所】

①町ホームページ

②地域整備課窓口(役場庁舎2階)(閲覧・配付)

③情報公開コーナー(役場庁舎3階)(閲覧)

※閲覧時間は午前9時～午後5時30分(土日、祝日を除く)。

【意見の提出先・提出方法】

様式は自由です。氏名、住所、連絡先を明記し、下記のいずれかの方法でご提出ください。

①Eメール：tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp

②郵送：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場まちづくり推進部地域整備課

③ファックス：98-4514(地域整備課宛)

④窓口：地域整備課(役場庁舎2階)

※開庁時間外、土日、祝日は除く。

【意見提出の留意事項】

(1)意見の提出方法、期限を守ってください。

(2)意見の提出に際しては、氏名、住所をご明記ください。

(3)意見を提出できるのは、下記に該当する人です。

・町内に在住・在勤・在学する人

・町内に事務所、または、事業所を有する個人及び法人その他団体

・上記に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する人

(4)提出意見の情報の全部、または、一部を公表することがあります(氏名、住所の個人情報公表しません)。

(5)意見に対する個別回答はしません。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

木造住宅除却補助制度

耐震性が不足している木造住宅の除却を促進し、地震などによる人的、経済的被害の軽減を図ると同時に住環境の改善を目的に、木造住宅の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

【対象】 以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの（要綱で定める簡易診断でも可能）
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること。
- ・所有者に町税の滞納がないこと。

【補助額】 1戸につき20万円、または、除却工事に要する費用のいずれか低い額

【締切】 令和4年1月31日(月)

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

土砂災害特別警戒区域内 既存不適格住宅補強事業補助制度

大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅（区域指定される以前からある住宅）を土砂災害から守るための補強措置を促進するため、補強設計及び補強工事に要する費用の一部を補助します。

【対象】 以下の条件に該当するもの。

- ・土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅であること。
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする住宅。
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること。
- ・所有者に町税の滞納がないこと。

【補助額】 補強設計：補強設計にかかる費用（限度額67万2千円）の23%で
上限額15万4千円

補強工事：補強工事にかかる費用（限度額336万円）の23%で
上限額77万2千円

【締切】 11月30日(火)

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

ブロック塀等撤去促進補助金を1年延長します

平成30年10月1日に創設したブロック塀等撤去促進補助金は、令和3年3月31日までの時限補助制度でした。ブロック塀などはまだ多く存在することから、令和4年3月31日まで補助期間を延長します。

ブロック塀などを所有されている人は、今一度、建築基準法上適法であるか、老朽化していないか自己点検を行って頂き、ブロック塀などの撤去についてご検討ください。

【目的】 地震などにより、道路に面したブロック塀などの倒壊にともない生じる被害を防ぎ、人身事故の防止と避難路の確保を目的として、撤去費用を補助します。

【対象】 道路に面し、道路面からの高さが60cmを超えるブロック塀などを所有し、撤去する人。補助の対象となる工事については、次のいずれかに該当するもの

- ・補助対象ブロック塀などを全て撤去する。
- ・補助対象ブロック塀などの一部を撤去し、撤去後の高さを道路面から60cm以下にする。
- ・擁壁などの上に設置されている補助対象ブロック塀などを全て撤去する。

※擁壁などにブロック塀などが設置されている場合は、道路面からの高さの合計60cmを超えるブロック塀など。

道路など：公道（国、府、町管理の道路）、不特定が通行する私道、公園

ブロック塀など：コンクリートブロック塀、コンクリート塀、レンガブロック塀、土塀、コンクリートブロックの形状に切り出された自然石を組上げた塀

擁壁など：コンクリート造擁壁、自然石等を積み上げた石積み

【補助額】 次の①、②のうち、いずれか低い額の80%を補助。ただし、補助上限額は、20万円

①補助対象ブロック塀などの撤去工事費

②1万円/㎡ × 補助対象ブロック塀などの見附面積

【期間】 4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

【申込締切】 令和4年1月31日(月)

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度

がけ地の崩壊などによる危険から住民の生命の安全の確保を目的として、大阪府が条例で定める災害危険区域内、または、大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）を除去し、区域外に建築、または、購入（改修も含む）に要する費用の一部を補助します。

【対象】 以下の条件に該当するもの。

- ・災害危険区域、または、土砂災害特別警戒区域内にある家屋
- ・移転先は町内であること
- ・所有者に町税の滞納がないこと

【補助額】 除去：1戸あたり97万5千円を限度とし、撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費、その他移転にともなう経費を対象とする。

建築、または、購入（改修も含む）：1戸あたり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とし、資金を金融機関その他の借入先から借り入れた場合に、当該借入利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額を対象とする。

【締切】 11月30日(火)

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523



富田林市火災予防条例を一部改正しました

急速充電設備の位置、構造及び管理に関する富田林市火災予防条例の一部を改正しました。

急速充電設備とは、電気自動車などの充電を急速に行うための設備です。急速充電設備を設置される際には、ご留意ください。

●改正内容

- ・規制の対象となる急速充電設備は、全出力が20キロワット超から200キロワット以下のものとなりました。
- ・コネクターの落下防止、ケーブル冷却液の液もれ対策など、急速充電設備に

係る位置、構造及び管理に関する基準が強化されました。

- ・全出力が50キロワットを超える急速充電設備は、設置の届出が必要となりました。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課 ☎23-1124

防火管理者の届け出はお済みですか？

収容人員が一定の人数以上の建物は、防火管理者を選任し届け出ることが消防法により義務付けられています。

人事異動や役員改選などで防火管理者を変更する場合は、富田林市消防本部予防課への届け出を行ってください。

また、収容人員は定期的に確認し、必要となれば防火管理者の選任と届け出を

行ってください。詳しくは、富田林市ウェブサイトの予防課のページをご覧ください。お問い合わせください。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課 ☎23-1124

災害時の応急対策活動協力に関する協定を締結

災害発生時に多数の死者が発生した場合の遺体の収容、安置及び搬送などを迅速で円滑に行うため、3月に葬祭業者3社と「災害時の応急対策活動協力に関する協定」を締結しました。

●協定業者 (順不同)

- ・株式会社 安樂社
- ・株式会社 花仙葬祭
- ・株式会社 花安

◆問合せ 自治防災課 ☎98-5525

太子町国土強靱化地域計画を策定しました

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定されたことを受け、町でも過去の災害や、毎年のように全国各地で発生する自然災害を教訓にするとともに、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応を踏まえ、「太子町国土強靱化地域計画」を策定しました。

本計画書は、町ホームページでご覧頂くか、役場庁舎3階の情報公開コーナーで閲覧できます。

◆問合せ 自治防災課 ☎98-5525

太子町地域防災計画を策定しました

近年多発する自然災害の教訓や今後発生が懸念される南海トラフ地震への対応、及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、変革する社会情勢などに整合性を図り、実効性のある計画とするため修正を行い、「太子町地域防災計画」を策定しました。

本計画書は、町ホームページでご覧頂くか、役場庁舎3階の情報公開コーナーで閲覧できます。

◆問合せ 自治防災課 ☎98-5525

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助

○耐震診断補助

【対象】以下の条件に該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた建築物
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする建築物
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと

【補助額】耐震診断に要する費用の11分の10の額。ただし限度額は5万円。

※上記の補助額については、木造住宅一戸建の場合です。他の建築物の補助額については、お問い合わせください。

○耐震改修設計補助 (同一年度で耐震改修を行う場合)

耐震改修設計とは、耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める計画を作ることです。

【対象】以下の条件に該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと

【補助額】耐震改修設計に要する費用の70%の額。ただし限度額は10万円。

○耐震改修補助

リフォーム工事などは対象外です。まずは事前協議が必要ですので、工事着工前に必ずご相談ください。

【対象】以下の条件に該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと

【補助額】1戸につき40万円(所得により60万円)、または、耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額。

※耐震シェルターも補助対象(耐震シェルターとは寝室などの居室の内側を囲む箱型の構造物で、安全な空間を確保することができるものをいいます)。

【締切】診断：令和4年1月31日(月)

設計・改修：11月30日(火)

予定件数に達すれば受付を終了します。お早目にお申込みください。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

美化清掃活動を支援します

清潔で美しいまちづくりを推進するため、公共の場所の美化清掃活動を行う団体（個人の申請可）に対して、下記のような支援を行っています。

- ・ごみ袋、土のう袋の提供
- ・集めたごみの回収

美化清掃活動を行う場合は、事前にご相談ください。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

事業系ごみは適正に処理してください

事業系ごみとは、飲食店の残飯や事務所の紙くすなど、事業活動にともなって生じる廃棄物のことです（ただし、産業廃棄物は除く）。

事業系ごみは、家庭ごみとして地域のごみ置場に出すことはできません。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、事業者が自らの責任で適正に処理することと定められています。

自ら適正に処理できない場合は、町の委託業者が収集することになります。

収集の際は、環境農林課で事業系一般

廃棄物の収集を申込み、ごみを出す場所を指定したうえで、必ず「事業系ごみシール」（45ℓ袋用1枚300円）を購入し、ごみ袋（45ℓ半透明）に貼ってお出してください。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

大阪府で再エネ100%電力切替えキャンペーンを行います

大阪府では、再エネ100%電力への切替えを希望する事業者を募集しています。

再生可能エネルギーでつくった電力は、CO₂を排出しない地球にやさしい電力です。自社で再エネが作れなくても、使う電力を「再エネ100%電力」に切替えることで簡単に「地球にやさしい」取り組みができます。

詳しくは、大阪府ホームページ、または、下記業者までお問い合わせください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/circulation/index.html>)



○マッチング支援事業者

- ・みんな電力株式会社
メールアドレス：biz-osaka@minden.co.jp

【対象】 低圧、高圧、特別高圧

- ・大和エネルギー株式会社
☎06-4703-3208

（平日午前9時～午後6時）

【対象】 高圧、特別高圧

○事業に関すること

- ・大阪府エネルギー政策課
（おおさかスマートエネルギーセンター）☎06-6210-9254

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

マスクのポイ捨てに注意！

新型コロナウイルス感染防止対策としてマスクが着用されていますが、その使用済みマスクのポイ捨てが目立ってきています。

不織布マスクは自然素材の布や紙ではなく、ポリエステルなどの合成繊維で作られており、ポイ捨てされると自然界で分解されるには数百年かかると言われています。

ポイ捨てされたマスクは回収されなければ、やがて川に落ちて海まで流され、海洋プラスチックごみになり海の生き物が誤って飲み込んでしまうなど環境に悪影響を与えることとなります。

マスクは絶対にポイ捨てせず、ご家庭で適切に捨ててください。

ご家庭で使用済みマスクを捨てる際は、「直接触れない」「ごみ袋はしっかりしぼる」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

狂犬病予防集合注射

令和3年度の狂犬病予防注射を行います。生後91日以上上の犬は、最寄りの会場で注射を行ってください。

狂犬病予防注射は毎年1回の接種です。下記の日程で受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院などで接種してください。注射後は、獣医師が証明する「狂犬病予防注射済証」を持って、環境農林課で注射済票の交付を受けてください（注射済票交付手数料550円）。

飼犬登録をしている人には、狂犬病予防注射済票交付手数料領収書・狂犬病予防注射済証（A4用紙四つ折り）を3月下旬に郵送しています。**裏面の問診票に記入・署名のうえ、会場にお持ちください。**

また、飼犬登録の受付も行いますので、まだ登録されていない人もご来場ください（登録は一生に1回です）。荒天中止の場合は、防災行政無線でお知らせします。

	と き	と ころ	備 考
4月15日(木)	午前9時30分～11時	太子・和みの広場	料金 ・狂犬病予防注射手数料 2,750円 ・注射済票交付手数料 550円 合計 3,300円 新たに登録される人は、別途、飼犬登録手数料3,000円が必要です。
	午前11時10分～11時35分	葉室集会所前	
	午前11時45分～正午	畑集会所前	
	午後1時10分～1時55分	旧JA大阪南山田連絡所下駐車場	
	午後2時10分～3時	聖和台第2公園	
4月16日(金)	午後9時30分～10時10分	春日新池広場	
	午前10時20分～11時10分	太子ヶ丘塚の前公園	
	午前11時20分～正午	磯長台第1公園	
	午後1時10分～3時	役場裏駐車場	

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止する場合があります。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、4月9日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 4月15日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 福祉介護課 ☎98-5519

令和3年度大阪府要約筆記者養成講座の受講者募集

障がい者総合支援法第78条で定める「特に専門性の高い要約筆記者」の養成を行うための「要約筆記者養成講座」を行います。講座は手書きコースとPCコースがあります。

【と き】

6月19日(土)～12月4日(土)

(全21回) 午後1時～5時

【ところ】

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

●受講判定試験

【と き】 5月29日(土)

①手書きコース 午前11時30分～

②PCコース 午前10時～

【ところ】

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

【対 象】

大阪府内に居住、通学、または、通勤されている人で、要約筆記者として活動する意思のある人

※講座は、受講判定試験(実技試験)に合格した人に限り受講できますので、申込みした人は必ず受験してください。

【定 員】

①手書きコース、②PCコースとも12人

【受講料】

無料。ただし、テキスト代や登録試験料は実費負担。

【申 込】

申込書に必要事項を明記し、5月10日

(月)までに郵送(必着)、または、インターネットでお申込みください

※申込書は福祉課で配付しています。

○郵便：〒562-0023 大阪府箕面市粟生 間谷西2-2-6 橘高方 特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会

○インターネット：大阪府ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/>) から「要約筆記者養成講座」でご検索ください。

◆問合せ 府民お問い合わせセンター

☎06-6910-8001 (平日午前9時～午後6時まで)

労働

太子町飲食店舗開業補助金の交付申請受付を開始します

町内での開業・空き家利用を促進するための「太子町飲食店舗開業補助金」の交付申請受付を開始します。

交付申請書に必要な書類を添えて観光産業課の窓口へ直接提出、または、郵送ください。

書類審査の後、プレゼンテーションを行って頂きます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※申請には一定の条件があります。

※審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。

【申請期間】

窓口提出：4月1日(木)～5月31日(月)

※土日、祝日を除く。

郵送：5月31日(月)必着

※申請期間中に申請がない場合は、7月31日(土)まで期間を延長します。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

太子町創業支援補助金を創設しました

町内で新たに創業される人を支援するため、「太子町創業支援補助金」を創設しました。

町内で創業しようとする人に、創業に必要な経費の一部を補助する制度です。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※申請には、創業支援セミナーを受講して頂くなど、一定の条件があります。

※審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。

※太子町飲食店舗開業補助金との併用はできません。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

創業支援セミナー参加募集

創業を考えている人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる、創業支援セミナーを行います。

各回すべての日程(①～④)を受講された人は、創業する際に様々な支援を受けることが可能となります。詳しくは、お問い合わせください。

○第1回

【と き】 ①4月30日(金)

②5月7日(金)

③5月14日(金)

④5月28日(金)

各日 午後2時～4時(全4回)

【ところ】 富田林商工会館2階 会議室

※第2回目以降の日程については、随時ご案内します。

◆申込・問合せ

観光産業課 ☎98-5521

富田林商工会 ☎25-1101

春の全国交通安全運動

よりよい道路交通環境の実現と正しい交通マナーの普及を目的として、春の全国交通安全運動が、4月6日(火)～15日(木)までの10日間行われます。

また、4月10日(土)は、「交通事故死ゼロをめざす日」です。

わたしたち一人ひとりが正しい交通マナーを身につけ、交通ルールを守ること、悲惨な交通事故をなくしましょう。

○運動の重点

- ・子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ・自転車の安全利用の推進
- ・歩行者などの保護を始めとする安全運転の意識の向上

○大阪重点

- ・信号遵守の徹底

○スローガン

- ・交差点 青でも右左 確認を

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234

自治防災課 ☎98-5525

子育て

こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園・やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【とき】

○松の木保育園 4月13日(火)

○やわらぎ幼稚園 4月21日(水)

開放時間：午前9時45分～11時

【対象】

1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】

各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどを
お持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないで
ください。

※予約不要。

※雨天中止となる場合があります。

※車での来園はご遠慮ください。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882
やわらぎ幼稚園 ☎98-1402
子育て支援課 ☎98-5596

就学援助当初申請

町では、経済的な理由により就学困難なご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

申請される場合、各学校にて配布される申請書に記入、押印のうえ、必要書類を添付しご申請ください。

【当初受付期限】

5月28日(金)

※期限を過ぎても申請できますが、認定は申請月の翌月からになります。

【受付場所】

教育委員会事務局教育総務課

【受付時間】

午前9時～午後5時30分

※土日、祝日を除く。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】 4月5日(月)

午後2時～4時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室2

◆問合せ 富田林子ども家庭センター

生活福祉課 ☎25-1131

子育て支援課 ☎98-5596

健康

受けましょう!がん検診 10 がん検診は無料で受けられます

○ご予約は、お早目に

年間の集団健診の日程は、広報太子4月号に同封の「健康のために」に記載しています。計画的に受診日の予定を立てて頂き、お早目の予約をおすすめします。

なお、予約は4月～令和4年3月までの町立保健センターで行うすべての集団健診の実施日の予約が可能です。

○がんはとても身近な病気です

「自分はがんにならない」、「何か症状があれば病院に行く」と思っていないか?がんは初期の段階では自覚症状があ

りません。

また、日本人の2人に1人が一生のうちでなんらかの「がん」になっています。また3人に1人ががんが原因で亡くなっています。

○がんは治る時代です

がんは早期発見が可能な病気です。健康を守るため、がん検診を定期的に受けて、早期発見、早期治療をこころがけましょう。

○お電話一本で簡単予約

受け付けは、検診実施日の1週間前まで、定員になり次第締め切ります。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

町立総合スポーツ公園総合体育館トレーニング講習会

町立総合スポーツ公園総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【とき】 4月17日(土)

午後6時30分～9時

※午後6時30分までにお越しください。

【ところ】 町立総合スポーツ公園
総合体育館

【受講資格】 令和3年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人

【内容】 講義：トレーニングの
基礎理論

実技：ウォームアップ・クールダウンの実技

【定員】 10人

【受講料】 200円

【申込】 4月2日(金)～8日(木)の午前9時～午後5時30分までです。(月曜日は休館)

4月9日(金)午前10時に公開抽選を行い、参加者を決定します。

◆問合せ 町立総合スポーツ公園
総合体育館 ☎98-5344

種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
行政(国の行政に関すること)	12日(月)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	秘書政策課 ☎98-5531
消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	教育総務課 ☎98-5533
人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
福祉(生活上の困りごと)			福祉介護課	福祉介護課 ☎98-5519
心配ごと	9日(金)・26日(月)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。

※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

税

令和2年分の申告期限・納付期限などの延長

令和2年分の確定申告の申告期限、納付期限及び口座振替日が下記のとおり延長されています。

新型コロナウイルス感染症のリスク軽減のため、ご自宅などからパソコンやスマートフォンでの申告をお願いします。

税 目など	申告及び納付期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	4月15日(木)	5月31日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税		5月24日(月)
贈与税		

◆問合せ
富田林税務署 ☎24-3281

スマホ決済サービスを利用した町税の納付

スマホ決済サービス「PayB」、「Fami Pay 請求書支払」、「LINE Pay 請求書支払」、「楽天銀行コンビニ支払」、「PayPay 請求書支払」を利用した町税の納付ができるようになりました。

スマホ決済サービスとは、スマートフォンやタブレット端末から、納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、アプリに登録した金融機関口座から金融機関でのお手続きなしで納付ができるサービスです。

[対象]
個人住民税、固定資産税、軽自動車税

[必要なもの]
・アプリに対応したスマートフォン、ま

たは、タブレット端末
・利用可能なアプリ
※利用できる金融機関は一部に限られます。また、利用する金融機関により対応アプリが異なります。

[注意事項]
領収書の発行は行われません。納付書は手元に残りますので、ご自身で破棄するなどして、二重納付にご注意ください。期限の過ぎた納付書、バーコードの無い納付書は利用できません。

各アプリにはクレジットカードを登録できるものがありますが、納付に使用できるのは金融機関口座に限られます。納付後、納税証明書が発行できるようになるまで数日かかります。すぐに証明書、または、領収書が必要な手続きをされる場合は、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。

◆問合せ
税務課 ☎98-5517

固定資産税の縦覧・閲覧

○縦覧制度
土地の納税者は土地の縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿を縦覧することができます。

なお、納税者であれば自分の資産だけでなく、他の土地・家屋の評価額や面積なども縦覧できます。縦覧時には、納税者であることを確認できる書類（納税通知書や運転免許証など）が必要です。
※代理人の場合は、委任状が必要です。

[内容] ・土地価格等縦覧帳簿（地番、地目、地積、価格）
・家屋価格等縦覧帳簿（地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

[期間] 4月1日(木)～

5月31日(月)
午前9時～午後5時30分

※土日、祝日を除く。

[ところ] 税務課

○閲覧制度

物件の所有者は、自分の資産に係る固定資産課税台帳を、年間をつうじて閲覧でき、借地・借家人なども賃借権などの目的である土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。申請時には、所有者であることを確認できる書類（納税通知書や運転免許証など）や土地・家屋との賃貸借関係を確認できる書類（賃貸借契約書などと契約者本人であることを確認できる書類）が必要です。

※代理人の場合は、委任状が必要です。

[期間] 4月1日(木)～

令和4年3月31日(木)

午前9時～午後5時30分

※土日、祝日、12月30日(木)～令和4年1月3日(月)を除く。

◆問合せ
税務課 ☎98-5517

国税職員募集

令和2年度 国税専門官採用試験

[申込] 4月7日(水)まで

原則インターネットからお申込みください（申込専用アドレス：<http://www.jinji-hiken.go.jp/juken.html>）。

受験資格・試験日など詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「採用情報」をご覧ください。

◆問合せ
大阪国税局人事第二課（試験係）
☎06-6941-5331
富田林税務署総務課 ☎24-3281

広告

こども絵画教室

ご見学・無料体験歓迎します！
アットホームな教室です。

★コンクール
各賞多数受賞！



お問い合わせ

☎(06) 6697-3318 山本

幼児画・児童画・水彩画
油絵・工作・テッサン初歩
など

対象 / 4才～中学生位まで
月謝 / 5,000円
毎週水曜日 午後4時～7時
時間内で各自1～2時間程度

場所 / 太子町春日78-3
間ハイツ17号室（2階）

[P] 駐車スペースあり

第11回特別弔慰金国債の受け取り

第11回特別弔慰金をご申請頂いた人には、国債が発行され次第、順次国債お受け取りのご案内を送付しています。

現在、全国的に申請が集中しており、順番に国債が発行されています。国債が発行され次第個別に案内をお送りします。

第1回償還日は4月15日ですが、国債の発行が遅れても、弔慰金受け取りに支障はありません。ご迷惑をお掛けしますが、お手元に案内が届くまでお待ちください。

なお、申請がまだの人は、令和5年3月31日まで申請は可能ですが、早めの手続きをおすすめします。

◆問合せ 福祉介護課 ☎98-5519

保険・年金

国民健康保険料の納め忘れはありませんか

保険料は、医療費の支払いに欠かすことができない、大切な財源です。

保険料に未納があると、督促手数料や延滞金などが加算されるだけでなく、差し押えなどの対象にもなります。

お手元に納め忘れの納付書が無いが、再度ご確認ください。

便利で安心な口座振替をご利用ください

納付書で保険料を納めて頂いている人は、納期限ごとに指定の預(貯)金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。口座振替を希望される人は、引き落としを希望する町の取扱い金融機関、または、保険医療課までご相談ください。また、キャッシュカードを利用して口座振替の申込みが出来るペイジー口座振替受付サービスも利用できます。

納め忘れや口座振替は保険医療課までご相談ください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

国民年金保険料学生納付特例の申請

学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金の保険料の納付を猶予する制度です。承認後は、期間中にケガや病気で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障がい基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。

ただし、一定期間以上、保険料を納付しているか、免除、または、猶予されていることが必要です。

【対象】

大学(大学院)、短大、高等学校、高等

専門学校、専修学校及び、その他の教育施設(夜間・定時制過程や通信過程の人も含む)に在学する20歳以上の人で、学生本人の前年所得が118万円以下の人

【申請】

20歳の誕生日以降に申請できます。申請時点の2年1か月前までの期間にさかのぼって学生納付特例を申請できます。過年分の申請は、遅れると申請できる期間が短くなるのでご注意ください。

なお、昨年に学生納付特例を承認され、本年も引き続き在学予定であることを確認できている人は、日本年金機構からハガキ形式の申請書が届きますので、ご返送ください。

届いていない人や、在学される学校に変更がある人、今回はじめて申請される人は、学生証、または、在学証明書・年金手帳・印かんをお持ちのうえ、保険医療課へご申請ください。

【その他】

①特例期間中は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

②特例期間以後、10年以内であれば保険料を追納することができます。

◆問合せ 天王寺年金事務所
☎06-6772-7531
保険医療課 ☎98-5516

ひとのうごき

()内は前月比

人口	13,229人 (-20)	転入	24人
男	6,501人 (-4)	転出	32人
女	6,728人 (-16)	出生	3人
世帯数	5,571世帯 (-4)	死亡	15人

まちの面積 14.17km²
(3月1日現在)

テレホン・メモ

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
図書室	☎98-5526 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 ☎98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

4月の「ごみ・し尿」収集日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				ブラ	もえる	
4	5	6	7	8	9	10
		もえるし尿	金属		もえる	
11	12	13	14	15	16	17
	缶ビン	もえる	粗大	ブラ	もえる	
18	19	20	21	22	23	24
		もえる(し尿)	金属	ペットボトル	もえる	
25	26	27	28	29	30	
	缶ビン	もえる	粗大		もえる	

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに
出してください。
※生ごみはしっかり水分を切ってから出してく
ださい。
※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透
明のごみ袋を使用してください。くれぐれも
黒色のごみ袋は使用しないでください。

1人1日当たりのごみ排出量

R3.2 平均値	前年度 同月比	今年度 前月比
531g	+ 21g	+ 15g

ごみの減量化にご協力を!

生徒大募集

かがり音楽アカデミー

一人ひとりの「やってみたい」を実現できる教室です。
すべての学び・経験がきっと将来の糧となります!
小さなお子さまから大人の方まで大歓迎です!
まずはお気軽に無料体験にお越しください。

ピアノ・ヴァイオリン・チェロ・フルート・クラリネット

サクソフーン・トランペット・声楽・箏曲 体験レッスン無料!

チェンバロ・コーラス・リトミック(0~3才・グループ)

常設: スタインウェイフルコンサートピアノ 他ピアノレンタル有。練習や録音録画に

各種体験実施中

バレエ・ヨガ・ピラティス
フラダンス・チアダンス・空手
ヒップホップ・うた声サロン
英会話・スタッド学習教室
大正琴・オカリナ・着付け・茶道
そろばん・朗読・絵手紙・書道・囲碁



楠徳寺 かがりホール事務局

富田林南大伴町
1-4-17

☎0721-23-3370

詳しくはHPへ!
http://kagarihall.com



広告

募集

道の駅会員募集

近つ飛鳥の里・太子運営協議会では、道の駅に野菜や加工品などの商品を安定出荷して頂ける会員を募集します。

採用は面接のうえ、決定します。詳しくは、お問い合わせください。

【募集要件】 町内在住の概ね70歳までの人

【定員】 若干名

◆申込・問合せ

近つ飛鳥の里・太子運営協議会
☎98-2786

大阪府立近つ飛鳥博物館
ボランティア募集

近つ飛鳥博物館では、自然と歴史に囲まれた博物館と風土記の丘で行われる当館主催の様々な行事・活動に参加して頂ける、ボランティアを募集しています。

詳しくは、博物館ホームページ、または、お問い合わせください。

【活動期間】 4月1日、または、以降の登録日～令和4年3月31日(更新可)

【活動場所】 博物館内、風土記の丘など活動内容によって異なる

【活動内容】 子ども向けワークショップ、講演会の運営、イベントの補助など

【定員】 若干名

【募集期間】 5月30日(日)まで

【応募資格】 次の条件を満たし、無償でボランティア活動のできる人(食費、交通費などの支給なし)

- ①15歳以上で健康な人
- ②子ども、自然、歴史が好きで好奇心旺盛な人

【申込】 お問い合わせのうえ、応募用紙をご提出ください。説明会にご出席ください。なお、説明会への事前申込みは必要ありません。

○説明会

【とき】 4月10日(土)、25日(日)、5月8日(土)、23日(日) 午前11時～正午

※いずれも内容は同じです。

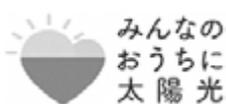
【説明会場】 大阪府立近つ飛鳥博物館 2階会議室

◆問合せ

大阪府立近つ飛鳥博物館
☎93-8321 FAX93-8325
ボランティア案内ホームページ
http://chikatsu-asuka.jp/?s=event_annai

太陽光パネル・蓄電池の共同購入
参加者募集

4月1日から大阪府では、太陽光パネル・蓄電池を府民で購入する共同購入の参加者の募集を開始します。日々の生活に使う電気を自宅の屋根で発電できる太陽光パネル、発電した電気を夜間も有効に活用し災害時にも役立つ蓄電池を、おうちで過ごす時間が増える今、この機会にお得に購入しませんか。



【共同購入の流れ】

- ①4月1日から専用サイトに参加登録(無料)します。
- ②キャンペーン事務局が選定した販売施

工会社の見積を確認します。

③7月19日までに購入の判断をします。オンライン説明会を行います。参加登録・詳しい情報は専用WEBサイト (<https://group-buy.jp/solar/osaka/home>) をご確認ください。

◆問合せ おおさかみんなのおうちに太陽光事務局

☎0120-758-300 (固定電話)

☎0570-075-300 (携帯電話・PHS)

大阪府エネルギー政策課(おおさかスマートエネルギーセンター) ☎06-6210-9254
環境農林課 ☎98-5522

介護相談員の活動をしてみませんか

介護相談員は、介護が必要な高齢者が安心して生活していくために、介護保険施設の対応や介護サービスの質などの要望や疑問、不満を利用者から聞き取り、介護保険サービス事業者や行政の間に立って、問題解決に向けた手助けをしています。

利用者の視点を大切に考え、介護相談員が橋渡しする利用者の声を、介護保険サービス事業者がサービス提供に反映させてくれています。

町では、現在町内7か所の介護保険サービス事業者を1～2か月に1回訪問して活動しています。

今年度も新しく活動して頂ける介護相談員を募集します。

【募集人数】 若干名

【募集要件】 福祉ボランティア活動に対する理解がある人(面接選考あり)

◆申込・問合せ

福祉介護課 ☎98-5519

広告

住まいの便利店、どこに頼めば良いか、わからない時はどの様な事でもお気軽にお問い合わせ下さい

お住まいの困り事を解決

窓リフォーム
玄関・窓・出入口

フリーダイヤル **0120-830-592**

窓から入る寒さと暑さ、ガラスの取替えで解消。

真空ガラス スペース

焔田ガラス店
<http://www.hatadagls.com> 太子役場前西200m

この様な小工事も
床鳴り・外壁のひび割れ
風呂トイレ修理・波板張替
室内ドア修理・壁クロス張替
気になる所を直したいキレイにしたい

カーポート・門扉
テラス・バルコニー
フェンス・手摺り
イナバ物置・ガレージ

親切第一

令和3年度 春季スポーツ教室 参加者募集

8

教室名	対象年齢	場所	定員	教室日程	参加費	参加希望者 受付期間・場所	公開抽選日
親子体操	令和3年3月31日現在 2歳～5歳未満のお子 さんとその保護者。 ※参加希望が5組未満 の場合は中止するこ とがあります。	町立総合スポーツ 公園 総合体育館	20 組	5月12・19・26日 6月2・9・16・23日 各水曜日 午前9時30分～11時 (全7回)	1,400円		4月23日(金) 午前10時～
テニス (初級)		町立総合スポーツ 公園 テニスコート	20 人	5月7・14・21・28日 6月4・11・18日 各金曜日 午前9時30分～11時30分 (全7回)	2,100円	【と き】 4月8日(木)～ 22日(木) 午前9時～ 午後5時30分	4月23日(金) 午前10時15分～
ヨガ	令和3年3月31日現在 18歳以上の人。 ※参加希望者が8人未 満の場合は中止する ことがあります。 ※高校生不可。	町立総合スポーツ 公園 総合体育館	25 人	5月7・14・21・28日 6月4・11・18日 各金曜日 午後7時30分～8時45分 (全7回)	2,100円	【ところ】 町立総合スポ ーツ公園 総合体育館	4月23日(金) 午前10時30分～
ダンスフィットネス		町立万葉ホール	20 人	5月11・18・25日 6月1・8・15・22日 各火曜日 午後7時30分～8時45分 (全7回)	2,100円		4月23日(金) 午前10時45分～

※町内在住・在勤・在学の人を対象です。各教室は、初めて参加される人、または、参加回数の少ない人を優先します。

《申込》

- 申込みは町立総合スポーツ公園総合体育館へお越しください。電話での申込みはできません。
- 先着順ではありません。参加希望者受付期間中は定員を超えても受け付けます。
- 受付期間終了時点で定員に達しない教室は、参加希望者全員を参加者とします。以後先着順で定員に達するまで受け付けます。
- 受付期間で定員を超えた場合は、公開抽選で参加者を決定します。
- 公開抽選の出欠は自由です。抽選結果は、4月24日(土)から電話で確認できます。
- 参加費は各教室の初回にご用意ください。

◆問合せ 町立総合スポーツ公園総合体育館 ☎98-5344

無料
ご試食
受付中

高齢者向け配食

栄養バランスを考えた安心・安全なお弁当をお届け

配食の
ふれ愛
太子店



普通食
500円+税



ふれ愛小町
380円+税



ムース食
650円+税

明日、料理をする時間がない
週末(土日・祝)の食事どうしよう
毎日のごはんの準備が大変...

お任せください。
ご自宅や施設に
お届けします!!

調理・配達
パート募集
中
お気軽にお問合せ下さい。

ご注文や資料請求はコチラ <https://haishokunofureai.com>

お近くの郵便局にもパンフレットを設置しています。 ☎0721-80-3400 京谷商会 太子町春日99-1

広告

広告

Cosmos English School

子ども英語教室 生徒募集!

小学生クラス (週1回70分) 月謝4,000円 入会金1,000円 (教材費は実費)

- ・絵本やカードゲームなどを使ったレッスンで楽しく英語の基礎を身につけます。
 - ・ハロウィン・イースター・バザー・発表会など年間を通して楽しいイベントも実施。
 - ・英語絵本の蔵書は1500冊以上。生徒は無料で借りて読む事ができます。
- ☆レッスン見学・無料体験など随時受け付けています。詳細はお問い合わせ下さい。
☆中学生クラス (週2回レッスン) も生徒募集中です。

◎詳細はホームページをごらん下さい。 <http://cosmos-eigo.jimdo.com>

コスモス英語教室 (村山) 太子町太子629-1 電話 0721-98-0250



速読 (日本語・英語) トレーニングも開講しています。

